

# 富津市体育施設指定管理者業務仕様書

富津市体育施設（以下「体育施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

## 1 趣旨

本仕様書は、体育施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

## 2 施設の概要

(ア) 富津市総合社会体育館

| 施設名称 | 面積 (㎡)                                                                                             | 構 造                                  | 施設の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | (敷地面積)<br>14, 173. 04 ㎡<br>(建築面積)<br>4, 039. 70 ㎡<br>(延床面積)<br>1F  3, 519. 72 ㎡<br>2F    942. 74 ㎡ | SRC 造<br>(屋根)<br>スチールハ<br>イ°トラス<br>ト | (ア) 主体育室(42. 0m×34. 0m)<br>天井高(12. 0m～17. 0m)<br>バスケットボールコート 2 面・バレーボール<br>コート 3 面・バドミントンコート 10 面<br>(イ) 小体育室(33. 0m×19. 0m)    天井高(12. 0m)<br>バスケットボールコート 1 面・バレーボール<br>コート 1 面・バドミントンコート 4 面<br>(ウ) トレーニングルーム(74. 11 ㎡)<br>(エ) 会議室(68. 23 ㎡)<br>(オ) 幼児室(42. 41 ㎡)<br>(カ) 更衣室(2)<br>(キ) 健康相談室<br>(ク) 身障者室<br>(ケ) 観覧席(542 席)<br>(コ) 選手控室(2)<br>(サ) 放送室<br>(シ) 医務室<br>(ス) 役員コーナー<br>(セ) ジョギングコース(一周 170m) |
| 電気室  | (建築面積) 75. 49 ㎡                                                                                    | C B                                  | 平屋建て                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 駐車場  | (敷地面積)<br>14, 629. 17 ㎡                                                                            |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

(イ) 富津市富津運動広場

| 面 積                             | 施設の内容                   |
|---------------------------------|-------------------------|
| (敷地面積) 17,558.50 m <sup>2</sup> | 野球場 1 面：両翼 90m・センター125m |

(ウ) 富津市新富運動広場

| 面 積                             | 施設の内容     |
|---------------------------------|-----------|
| (敷地面積) 49,721.36 m <sup>2</sup> | サッカー場 3 面 |

(エ) 富津市浅間山運動公園

| 面 積                             | 施設の内容                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (敷地面積) 30,507.39 m <sup>2</sup> | ① 野球場（軟硬式両用）1 面<br>両翼 97.6m・センター122m、グラウンド<br>面積 13,446.18 m <sup>2</sup><br>② テニスコート（夜間照明施設有）4 面<br>全天候型アスファルト系コート(フット<br>サル兼用)1 面<br>サンドフィル人口芝コート 3 面<br>面積 2,820 m <sup>2</sup> |

### 3 体育施設の管理運営に関する基本的な考え方

体育施設を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 体育施設は、市民の心身の健全な発達と健康増進及びスポーツ意欲の高揚を図り、豊かで潤いのある市民生活の形成に寄与するために設置されたものであることから、その設置理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこと。
- (3) 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (4) 各施設の効用を最大限に発揮し、適切かつ効率的な管理に努めること。
- (5) 市の意図するところに従い、常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。
- (6) 個人情報保護に努めること。
- (7) 設置目的に沿った魅力ある自主事業を積極的に行うこと。

#### 4 体育施設の開場時間

##### (1) 開館時間

| 名 称        | 利 用 時 間                                                   |
|------------|-----------------------------------------------------------|
| 富津市総合社会体育館 | 午前 9 時から午後 9 時まで                                          |
| 富津市富津運動広場  | 午前 9 時から午後 5 時まで                                          |
| 富津市新富運動広場  | 午前 9 時から午後 5 時まで                                          |
| 富津市浅間山運動公園 | 午前 9 時から午後 5 時まで<br>(夜間照明付き施設は、火・木・土曜日の午前 9 時から午後 9 時) まで |

※市が特に必要と認めるときは、開館及び開場時間を変更することができる。

##### (2) 休館日・休場日

ア 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日の場合は、その日以降において、その日に最も近い休日でない日とする。

イ 年末年始（12 月 28 日から 1 月 4 日まで）

※ただし、市の承認を得て、休館日等を変更することができる。

#### 5 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）とする。

#### 6 法令の遵守

体育施設の管理に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (3) 富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年 9 月 28 日条例第 30 号）
- (4) 富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年 9 月 28 日規則第 31 号）
- (5) 富津市教育委員会が管理する公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する規則（平成 17 年 9 月 28 日教委規則第 4 号）
- (6) 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年 9 月 28 日条例第 35 号）
- (7) 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年 9 月 28 日教委規則第 5 号）

- (8) 富津市情報公開条例（平成 16 年 3 月 26 日条例第 9 号）
- (9) 富津市財務規則（平成 8 年 12 月 24 日規則第 23 号）
- (10) その他関連する全ての法令等

## 7 業務内容

富津市体育施設設置及び管理に関する条例第 5 条に規定する業務

### (1) 体育施設の管理運営に関する業務

#### ア 体育施設の利用許可及び利用料金に関すること

(ア) 受付・承認等は、全て総合社会体育館にて行う。

#### (イ) 受付の手続き

利用許可申請書の受付、利用の調整、利用許可書の交付、利用料金減免申請の受付、利用料金減免承認書の交付、利用料金の徴収、利用料金還付の手続き、施設利用者への案内を行うこと。

#### (ウ) 受付

土・日・祝日を問わず、開場中は受付対応をすること。

(エ) 体育施設に関する問い合わせに対応をすること。

#### (オ) 利用許可関係業務

a 体育施設の利用・減免許可受付等関係業務

b 体育施設の行事計画の案内業務

c 体育施設の利用状況の作成及び報告

d 体育施設の使用上の特別許可に関する業務

(カ) 体育施設貸出用具の貸出・管理に関すること。

### イ 富津市公共施設予約システムの運用に関する業務

(ア) 富津市公共施設予約システムの管理運営及び利用者登録に関すること。

### ウ 利用料金の取扱いに関する業務

(ア) 富津市体育施設においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を導入しているため、施設の利用料金は指定管理者の収入となる。

(イ) 利用料金の徴収は利用券の販売によるものとする（体育施設の利用券の販売は券売機により行い、総合社会体育館で行う。ただし、浅間山運動公園の利用券の販売は浅間山運動公園で行う。）。令和 5 年 10 月 1 日から、適格請求書保存方式（インボイス制度）が開始されているため、これに適正に対応した事務処理を行うこと。

(ウ) 券売機は、指定管理者が設置した券売機を使用し、その賃借料は、指定管理者が負担するものとする。

(エ) 利用料金は、券売機から回収し、金融機関等に預金するなど確実に保管し、一月ごとに利用料金収入状況を市に報告すること。

(オ) 利用料金の減免

「体育施設の使用料の減免に関する事務取り扱い要領」の定めにより、該当者から体育施設利用料減免申請書による申請があった場合には、利用料金の減額または免除を行うこと。

エ 施設利用者の満足度調査を実施する業務

利用者の意見や要望等を把握するための調査を実施し、業務改善に努めること。なお、調査内容等の検討に際しては市からの要望等を組み込むとともに、調査結果については市に報告すること。

オ 業務改善の実施に関する業務

指定管理者は、年度ごとに目標となる具体的な数値目標等を設定し、年度末に達成状況の検証を行い、翌年度の業務改善計画を策定し、報告すること。

カ 関係機関との連絡調整

(ア) 体育施設における競技会等各種行事の日程確保を目的とした調整会議を適切な時期に開催すること。

(イ) 市に対し、翌年度における年間利用計画の調査を行い、翌年度の日程を確保すること。

キ その他、市が必要と認める業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

体育施設の適正な管理運営のため、整備、清掃、施設・設備点検等の日常点検、保守管理及び簡易修繕等を行うこと。

トレーニングルームの機器は、指定管理者が選定し、設置すること。

なお、それらにかかる修繕費用は指定管理者の負担とする。

ア 清掃業務

(ア) 良好な環境衛生、美観の維持はもとより、施設の健全なる保全を図ること。

(イ) 適切な方法によりホコリ、ゴミ、汚れ、シミ等を落とし、清潔な状態に保つこと。また、ワックス等による定期清掃を行うこと。

(ウ) 窓ガラス及び窓枠サッシの清掃を行うこと。

イ 施設・設備点検

体育施設の機能を維持し、利用者が快適に利用できる良質な施設・設備を

提供するため、設備・器具等の保守点検を実施するとともに、設備・器具の状態について常に巡視点検を行い、必要に応じて整備をすること。

ウ 秩序保持、安全業務

秩序の保持及びその他安全に関すること。また、その事項は次のとおりとする。

(ア) 防災・防火管理業務

(イ) 利用者の安全確保業務

(ウ) 災害・事故等発生時における緊急対処業務

(エ) 利用者の救命業務

AEDを総合社会体育館（事務室内）及び浅間山運動公園（管理事務所）に設置し、救命業務に当たること。

エ 緑地管理等業務

体育施設敷地内の機能・美観を維持するため、植栽及び芝生の管理、消毒、除草等の業務を行うこと。各施設の駐車場も同様とする。

オ 施設の維持補修等

利用者が安全かつ安心して施設等を利用できるよう施設の予防保全に努めること。

カ 駐車場管理（場内整備、除草等）及び大会等開催時の整理等を行うこと。

キ 施設維持管理用消耗品（電球、トイレットペーパー等）、事務用消耗品（事務用品、応急処置用薬品等）、清掃用消耗品（洗剤、清掃用具等）の消耗品購入に関すること。

ク 館内外及び場内外の巡回及び夜間機械警備を実施すること。

ケ 広報活動に関すること。

(ア) ホームページ等により体育施設に関する情報の提供を行うこと。

(イ) 体育施設の管理運営に必要な印刷物（利用者向けの行事予定表、利用案内等）を作成し提供を行うこと。

コ 各施設の維持管理業務

(ア) 総合社会体育館

|   | 業務名           | 業務内容                                                       |
|---|---------------|------------------------------------------------------------|
| 1 | (1) 建物の維持管理業務 | a 外観上の点検<br>b 機械警備業務<br>c 体育館清掃管理業務<br>(館内床面清掃、メイン・サブアリーナ床 |

|   |                      |                                                                                                                                                                   |
|---|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                      | 面清掃、窓ガラス清掃)                                                                                                                                                       |
| 2 | (2) 附帯設備及び備品等の維持管理業務 | a 自家用電気工作物保守管理業務<br>b 消防用設備等保守点検業務<br>c 貯水槽の清掃、設備点検及び法定検査業務<br>d 受電設備清掃業務<br>e 施設貸に伴う備品の保守管理業務<br>f 各種点検業務（ボイラー、音響、送風機、発電機、排煙装置、照明設備、トレーニング機器）<br>g その他維持管理に必要な業務 |
| 3 | (3) 建物外管理業務          | a 体育館周辺等清掃管理業務<br>b 駐車場整備（草刈り等）業務<br>c 芝・樹木の管理業務                                                                                                                  |

(イ) 富津運動広場

|   | 業務名    | 業務内容                                                            |
|---|--------|-----------------------------------------------------------------|
| 1 | 維持管理業務 | a 体育施設維持管理業務<br>b グラウンド整備業務<br>c 除草業務<br>d 駐車場管理業務<br>e トイレ清掃業務 |

(ウ) 新富運動広場

|   | 業務名             | 業務内容                                                            |
|---|-----------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1 | (1) 維持管理業務      | a 体育施設維持管理業務<br>b グラウンド整備業務<br>c 除草業務<br>d 駐車場管理業務<br>e トイレ清掃業務 |
| 2 | (2) 駐車場用地維持管理業務 | a 除草業務                                                          |

(エ) 浅間山運動公園

|   | 業務名               | 業務内容                                                                      |
|---|-------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1 | (1) 管理事務所等の維持管理業務 | a 外観上の点検<br>b 警備業務<br>c 清掃業務<br>d 駐車場の清掃業務<br>e 公園内の草刈り業務<br>f 公園内の樹木管理業務 |

|   |                   |                                                                |
|---|-------------------|----------------------------------------------------------------|
| 2 | (2)野球場の維持管理業務     | a 野球場グラウンド整備<br>b 野球場芝刈り業務<br>c 野球場サッチ、エアレーション、芝切り業務           |
| 3 | (3)テニスコート等の維持管理業務 | a テニスコート等管理業務<br>b テニスコート等整備及びテニスコート等周辺の清掃業務<br>c 夜間照明施設保守点検業務 |

※詳細は別紙業務仕様詳細による。

サ その他市が必要と認める業務

(3) 事業計画書等の作成及び提出

指定管理者は、毎年度、市の指定する日までに、管理運営に係る事業計画及び収支計画に関する書類を提出しなければならない。

(4) 業務報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎月終了後 10 日以内に、次に定める事項を記載した業務報告書を作成し、市に提出しなければならない。

なお、市は報告書に基づき実地調査を行うことができるものとし、指定管理者は、これに協力するものとする。

ア 管理運営業務の実施状況（業務、修繕等の状況（要望等処理状況含む））

イ 利用状況（日別・月別の利用者数及びその合計、利用許可件数等）

ウ 利用料金その他の収入の状況及び減免の状況

エ その他市が指定する事項

(5) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に定める事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

ア 管理運営業務の実施状況

イ 利用状況

ウ 経費の収支状況

エ その他市が指定する事項

(6) その他

ア 緊急・救急時対策及び防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、従事者に指導を行うこと。

イ 個人情報保護について従事者に周知・徹底を図ること。

ウ その他体育施設の管理上、市が必要と認める業務を行うこと。



## 8 管理体制

### (1) 職員配置等

#### ア 管理責任者の配置

指定管理業務について総括的な責任を持ち、利用者や外部に対して施設を代表する常勤の管理責任者を1名置くものとする。

#### イ 副管理責任者の配置

管理責任者を補佐し、管理責任者不在時に管理責任者の業務を代行できる者を配置する。

#### ウ 資格職員の配置

体育施設の管理に従事する者のうち1名は、甲種防火管理者の資格を有する者を配置するものとする。

体育施設の管理に従事する者は、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づく、救命講習を受講するものとする。

業務従事者に対して、体育施設の管理運営に必要な研修を実施すること。また、1名はスポーツ施設管理士の資格を有する者を配置するよう努めることとする。

トレーニングの指導ができる有資格者を配置すること。(日本スポーツ施設協会トレーニング指導士、トレーニング指導者(JATI)等)

#### エ その他

業務時間中、施設の管理運営業務に当たっては、常時1名以上の人員を置くこととする。

体育施設の利用に関する受付業務(利用料金の収受、問い合わせ等)、管理業務等に従事する最適な人員を配置すること。

### (2) 研修等

指定管理者は、質の高い施設サービスを提供できるよう、職員の資質向上を図るため、研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

緊急・救急時対策及び防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、従事者に指導を行うこと。

### (3) 労務管理

指定管理者は、労働基準法、その他労働関係法令の規定を遵守し、労務管理を適正に行うこと。

## 9 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的達成のため、市の承認を得たうえで自主事業を実施すること。

- (1) 自主事業の実施については、一体的に第三者へ業務を委託することは認めない。
- (2) 自主事業に要する経費については、市と協議のうえ、指定管理者の予算と責任において実施するものとする。

ただし、業務を本仕様書等で定めた水準以上で適正に履行している状況において、市と協議のうえ、指定管理者の経営努力により生み出された指定管理料の余剰分を充てることや、職員を一時的に自主事業に従事させることはできるものとする。
- (3) 指定期間中において、承認した内容と相違している場合や業務に支障を与えている場合には、市は自主事業の改善を命じる又は承認を取り消すことができる。

## 10 再委託の制限

指定管理者は、業務を自ら行うことを原則とし、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ、市の承認を得て個別の業務を委託することはできる。

## 11 経費等について

### (1) 負担する経費

指定管理者の負担する経費については、別表 1 に示すとおりとする。

### (2) 予算執行

予算は、支出計画書に基づき年度協定書で定める予算額以内で執行すること。

ア 指定管理者からの予算額に基づき、年度協定書で定める予算額以内で執行すること。ただし、市と協議により科目間の流用ができるものとする。

イ 指定管理料の額及び支払い時期等は年度協定で定めるものとし、四半期ごとに支払い、支払い方法は口座振込とする。

ウ 事業に係る施設・設備の維持補修については 1 件 150 万円以下、備品の購入については 1 件 80 万円以下のものは、市が支払う指定管理料の範囲内において行うものとする。

また、1 件あたりの予定価格が 10 万円を超える修繕及び備品の購入については、事前に市の承認を得るものとする。

なお、指定管理者が行った修繕、備品の購入により資産を取得することとなる場合は、その資産は市の所有に属するものとする。

### (3) 指定管理料の精算

指定管理業務を市が示した水準どおり履行する中で、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、一部の科目(原材料費、備品購入費、修繕料)を除き原則として精算しない。ただし、指定管理者が指定管理業務や自主事業の実施により生じた利益は、指定管理者の経営努力によるものである一方、公の施設を利用して生じた利益であり、資産の償却も伴うことから、市との協議により、当該余剰金のうち市に納付すべき額又はその他の目的に充てるべき額を定める場合があります。

### (4) 経理事務

指定管理者は、経理を行うにあたり、自身の団体とは独立した会計帳簿書類及び管理口座等を設けること。

## 12 リスク分担

市と指定管理者の主なリスク分担については、原則として別表2のとおりとする。ただし、当該表で定める事項に疑義がある場合又は当該表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議して定めるものとする。

## 13 指定管理者が賠償責任を負う範囲

指定管理者は、体育施設の管理業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

## 14 保険への加入

指定管理者は、本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該事業の実施に伴う一切の責任を負うこととなる。

指定管理者は、自己の責に帰すべき理由により第三者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

なお、本施設は、「建物総合損害共済」、「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入することとしているが、指定管理者は、自らのリスクに関して、適切な範囲の保険等に加入すること。

## 15 物品の帰属等

(1) 指定管理者が行った修繕及び物品等の取得等により結果として資産を取得することとなる場合は、その資産は、市の所有に属するものとする。

(2) 指定管理者は、市の所有に属する物品については、「富津市財務規則」及び関係例規の管理方法及び分類等に基づいて管理を行うものとする。また、同規則に定められた備品台帳を備えて、その保管に係る物品を整理し、購入及び廃

棄等の移動については遅滞なく市に報告しなければならない。

- (3) 指定管理者は、業務において使用する市の所有に属する物品のうち、備品等については、「富津市財務規則」に基づき管理を行い、同規則に定める市の検査を受けなければならない。

## 16 備品等

備え付けの備品は、別表3に示すとおりとする。

なお、備品とは、性質、形状を変えることなく、長期にわたって継続使用に耐える物、又は長期の管理に適する物で、取得金額1万円以上の物品をいう。

また、備品一覧表にある消耗備品は、貸出業務及び管理業務に支障のないよう常備し、破損・故障などした場合は、指定管理者で補充・修理を行わなければならない。

## 17 留意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要領等を別に定める必要が生じた場合は、市の同意を得たうえで定めること。
- (2) 各種規定等がない場合は、市の諸規定に準じて、業務を実施すること。

## 18 文書の保存

本業務に関する文書の保存期間は市の文書管理規程に準ずるものとし、保存期間が過ぎた場合の廃棄処分については、市の指示に従うものとする。

## 19 その他

### (1) 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、速やかに引き継ぐこと。

### (2) 指定避難所

体育施設は、災害発生時に指定避難所となるため、災害時には必要な協力を行うこと。

### (3) 市からの調査、市が実施する事業等への協力等

当該施設を利用し、市が主催又は共催する大会等があった場合には、管理運営に支障が生ずる場合を除き、積極的に参加・協力すること。

### (4) 情報発信

利用者の多様なニーズに対応するため、総合社会体育館管理事務室を利用者への情報発信のサービス拠点とし、施設周辺情報についても積極的に発信するよう努めること。

(5) 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合、また仕様書に記載のない事項については、市と協議を行い決定するものとする。

別表 1

指定管理料に含まれる経費  
(指定管理者が負担する経費)

| 項 目   | 内 訳                               | 備考   |
|-------|-----------------------------------|------|
| 給与等   | 給料、法定福利費等                         |      |
| 旅費    | 業務関連旅費                            |      |
| 消耗品費  | 事務用消耗品等                           |      |
| 燃料費   | 冷暖房用燃料代                           |      |
|       | 車両用燃料代                            |      |
| 印刷製本費 | パンフレット等                           |      |
| 光熱水費  | 電気代                               |      |
|       | 水道代                               |      |
|       | ガス代                               |      |
| 修繕料   | 1 件当たり 150 万円以下                   | 要精算※ |
| 通信運搬費 | 電話代                               |      |
|       | インターネット通信費                        |      |
|       | 郵便料金                              |      |
| 手数料   | 法定検査、機器点検手数料                      |      |
|       | 車両手数料                             |      |
| 保険料   | 施設賠償責任保険、第三者賠償責任保険等、指定管理業務に必要な保険料 |      |
| 委託料   | 第三者委託経費                           |      |
| 賃借料   | 事務機器リース代                          |      |
|       | 車両リース代                            |      |
| 備品購入費 | 1 件当たり 80 万円以下                    | 要精算※ |
| 原材料費  | 工事等の原材料                           | 要精算※ |
| 負担金   | 業務関連負担金                           |      |
| 租税公課  | 指定管理料に係る消費税                       |      |

※収支計画書の予算額を基準とし、精算を行うものとする。

市が直接支出する経費

| 項 目       | 内 訳                                               |
|-----------|---------------------------------------------------|
| 予約システム関係費 | システム保守料                                           |
| 保険料関係費    | ・建物総合損害保険<br>総合社会体育館（体育館・電気棟室）、浅間山運動公園（管理棟、シャワー室） |

別表 2

## リスク分担表

| 種 類                      | 内 容                                                                                         | 市  | 指定<br>管理者 |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------|
| 法令等の変更                   | 管理運営に直接影響する法令等の変更                                                                           | 協議 |           |
| 税制度の変更                   | 消費税率の変更                                                                                     | 協議 |           |
|                          | 法人税・法人市民税率の変更                                                                               |    | ○         |
|                          | それ以外で管理運営に影響する税率の変更                                                                         | 協議 |           |
| 物価変動                     | 収支計画に多大な影響を与えるもの                                                                            | 協議 |           |
|                          | それ以外のもの                                                                                     |    | ○         |
| 使用料見直しによるもの              | 収支計画に多大な影響を与えるもの                                                                            | 協議 |           |
| 不可抗力                     | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加 | ○  |           |
|                          | 不可抗力（ 〃 ）に伴う事業履行不能                                                                          | 協議 |           |
| 管理運営内容の変更                | 政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担      | ○  |           |
|                          | 指定管理者に帰責事由のあるもの                                                                             |    | ○         |
| セキュリティ                   | 警備不備による情報漏洩、犯罪発生                                                                            |    | ○         |
| 第三者への賠償                  | 市に帰責事由があるもの                                                                                 | ○  |           |
|                          | 指定管理者に帰責事由があるもの                                                                             |    | ○         |
|                          | 市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの                                                          | 協議 |           |
| 施設・設備の損傷に対する<br>修繕及び備品購入 | 市に帰責事由があるもの                                                                                 | ○  |           |
|                          | 指定管理者に帰責事由があるもの                                                                             |    | ○         |
|                          | 1 件あたりの修繕額が 150 万円以下及び備品購入額が 80 万円（消費税及び地方消費税含む）以下のもの                                       |    | ○         |
|                          | 1 件あたりの修繕額が 150 万円を超えるもの及び備品購入額が 80 万円を超えるもの                                                | ○  |           |

|                        |                                                                          |    |   |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----|---|
|                        | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの<br>(修繕額及び備品購入額が極めて小規模なもの)                     |    | ○ |
|                        | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの<br>(上記以外)                                     | ○  |   |
|                        | それ以外のもの                                                                  | 協議 |   |
| 事業終了時の費用               | 指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における<br>指定の取消し、業務を廃止した場合における事業者の撤収費<br>用及び引継に要する費用 |    | ○ |
| 周辺地域・住民及び施設利<br>用者への対応 | 地域との協調                                                                   |    | ○ |
|                        | 施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの<br>反対、要望への対応                                 |    | ○ |
|                        | 上記以外                                                                     | ○  |   |
| 書類の誤り                  | 仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの                                                    | ○  |   |
|                        | 事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの                                               |    | ○ |
| 資金調達                   | 経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由                                               | ○  |   |
|                        | 経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由                                              |    | ○ |
| 資料等の損傷                 | 管理者としての注意義務を怠ったことによるもの                                                   |    | ○ |
|                        | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの<br>(極めて小規模なもの)                                |    | ○ |
|                        | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの<br>(上記以外)                                     | ○  |   |



別表 3

管理物件

1 管理施設

・施設の名称及び所在地

| 名 称           | 所 在 地                  |
|---------------|------------------------|
| 富津市総合社会体育館    | 富津市新富 80 番 4・新富 94 番 7 |
| 富津市総合社会体育館駐車場 | 富津市新富 80 番 3・新富 80 番 6 |
| 富津市富津運動広場     | 富津市富津 680 番 1          |
| 富津市新富運動広場     | 富津市新富 80 番 5           |
| 富津市浅間山運動公園    | 富津市湊 1247 番 2 外 10 筆   |

備品等 総合社会体育館貸出備品

| 備 品 名                | 個 数 | 保 管 場 所      |
|----------------------|-----|--------------|
| グラウンドゴルフ             |     | 機械室          |
| スティック（ボール含）（6本／1セット） | 20  |              |
| コース用備品（8ホール／1コース）    | 3   |              |
| カラーコーン（1コース分）        | 3   |              |
| テント                  |     | 発電機室         |
| 大 3,800mm×5,400mm    | 5   |              |
| 小 2,000mm×2,600mm    | 2   |              |
| 大鍋                   | 3   | 機械室          |
| 柄杓                   | 1   | 機械室          |
| ポリ桶                  | 2   | 機械室          |
| 体力測定器具               |     | 主体育館北側倉庫（東側） |
| 握力計（アナログ2個、スメドレー型1個） | 3   |              |
| 垂直跳び                 | 1   |              |
| 上体そらし                | 1   |              |
| 前屈計                  | 1   |              |
| 背筋力計                 | 1   |              |
| ライン引き                | 2   | 機械室          |
| ストップウォッチ             |     | 事務室ロッカー      |
| 大                    | 5   |              |
| 小                    | 5   |              |
| ハンドマイク 新1個 旧2個故障     | 3   | 主体育館北側倉庫（東側） |

|                        |     |              |
|------------------------|-----|--------------|
| 携帯アンプ（CD・テープ・コードレスマイク） | 1   | 放送室          |
| 輪回し（自転車リム）             | 13  | 機械室          |
| 紅白玉入れ（一式）              | 1   | 機械室          |
| 綱引きロープ                 | 5   | 主体育館北側倉庫（東側） |
| リボン・はちまき・ゼッケン          | 多数  | 主体育館北側倉庫（東側） |
| 机（会議室用）                | 50  | 会議室          |
| 椅子（会議室用）               | 98  | 会議室          |
| 長縄跳びロープ                | 4   | 機械室          |
| 屋外用机                   | 5   | 機械室          |
| 屋外用椅子                  | 9   | 機械室          |
| パイプ椅子                  | 793 | 西側器具庫        |
| 移動ステージ                 | 6   | 主体育館北側倉庫（西側） |
| ユニカール 3組（4ヶ口）／1式       | 1   | 主体育館北側倉庫（西側） |
| ターゲットバードゴルフ            |     | 機械室          |
| クラブ                    | 10  |              |
| ボール                    | 70  |              |
| ホール                    | 8   |              |
| 体育館床マット（緑）             |     | 東側器具庫        |
| 通常マット 137cm×3,300cm    | 16  |              |
| 予備マット 137cm×1,600cm    | 8   |              |
| 立看板                    | 15  | 機械室          |
| 扇風機（スタンド式アルミ工業用扇風機）    | 2   | 更衣室ほか        |
| 扇風機（45cm工場扇スタンドタイプ）    | 6   | 主体育館・小体育館    |
| 扇風機（全開式DCモーター工場扇）      | 4   | 主体育館         |

## 備品等 総合社会体育館備品

| 種 目         | 備 品 名     | 内 訳           | 保管場所      |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| 1. バスケットボール | ゴール       | 2組（移動式）       | 主体育館器具庫   |
|             | 〃         | 1組（固定式）       | 小体育館壁面固定  |
|             | 電光掲示板     | 2式（他の種目にも使用可） | 主体育館壁面固定  |
| 2. バレーボール   | ネット・ポール一式 | 3組            | 主体育館東側器具庫 |
|             | 〃         | 1組            | 小体育館器具庫   |
|             | ポールラック    | 1台            | 小体育館器具庫   |
|             | 審判台       | 4台            | 小体育館器具庫   |

|           |                            |                             |              |
|-----------|----------------------------|-----------------------------|--------------|
|           | 得点版（大）                     | 2 台（高さ 1.5m）<br>（他の種目にも使用可） | 小体育館器具庫      |
| 3. 卓 球    | 卓球台一式                      | 11 台                        | 主体育館東器具庫     |
|           | 〃                          | 10 台                        | 小体育館器具庫      |
|           | フェンス（スクリーン）                | 59 枚                        | 主体育館東側器具庫    |
|           | 〃                          | 28 枚                        | 小体育館器具庫      |
| 4. バドミントン | ネット・ポール一式（固定式）             | 10 組                        | 主体育館東側器具庫    |
|           | 〃（移動式）                     | 4 組                         | 小体育館器具庫      |
|           | 得点版（小）                     | 7 台（高さ 1.0m）                | 主体育館東側器具庫    |
|           | 審判台                        | 10 台                        | 主体育館東側器具庫    |
| 5. 放送関係   | 固定式放送設備（コトレスマイク 2、有線マイク 6） | 1 式                         | 主体育館西側中央部放送室 |
|           | 移動式放送設備（小体育館、屋外で使用）        | 1 式                         | 主体育館西側中央部放送室 |
| 6. その他    | モップハンガー                    | 1 台                         | 主体育館東側器具庫    |
|           | モップハンガー                    | 1 台                         | 小体育館器具庫      |
|           | 暗幕<br>6800mm×1950mm        | 11 枚                        | 主体育館         |
|           | スポーツ振興くじロゴマーク看板            | 1 枚（B3 サイズ）                 | 主体育館         |

## 備品等 総合社会体育館（事務室）備品

|   | 品名                   | 形状・その他                       | 数量 |
|---|----------------------|------------------------------|----|
| 1 | 放送設備一式               | National                     | 1  |
| 2 | 自火報受信機（セキュリティー）      | NITTAN（SECOM）                | 1  |
| 3 | 照明コントロール盤 MDF        | 岩崎電気（株） MACLS-Wシリーズ          | 1  |
| 4 | 機器収納盤 動力遠方操作部 機器用分電盤 | Panasonic 岩崎電気（株）            | 1  |
| 5 | パソコン                 | LIFE BOOK A577/TX FMVA2905EP | 2  |
| 6 | カラープリンター             | EPSON PX-S5080               | 1  |
| 7 | 複写機                  | SHARP MX-M316FV              | 1  |
| 8 | 事務用机                 |                              | 5  |
| 9 | 事務用椅子                |                              | 5  |

|    |                   |                         |   |
|----|-------------------|-------------------------|---|
| 10 | 電話機（子機×1）         | Panasonic KX-PD750DL-N  | 1 |
| 11 | 応接セット             |                         | 3 |
| 12 | テレビ               | SONY KDL-22EX300        | 1 |
| 13 | 更衣ロッカー            | NAIKI 179×90×51         | 1 |
| 14 | 事務用品ロッカー          | コクヨ 179×88×38           | 3 |
| 15 | 冷蔵庫               | National NR-B13TA       | 1 |
| 16 | 流し台               | SUNWave NBS-120R        | 1 |
| 17 | 茶ダンス              | 60×180×42               | 1 |
| 18 | 湯沸し器（故障中）         | PROTICE EW-12N4BJF      | 1 |
| 19 | ホワイトボード           | 180×90×1                | 1 |
| 20 | 書類入れロッカー          | コクヨ ①35×26×23 ②16×31×33 | 3 |
| 21 | ネット測定スケール         |                         | 2 |
| 22 | AED               |                         | 1 |
| 23 | ハンドマイク（故障中）       |                         | 1 |
| 24 | バレーボール用ラインズマンフラッグ |                         | 4 |
| 25 | 台車                |                         | 1 |
| 26 | バレーボール用白帯（2本入）    |                         | 4 |
| 27 | 市旗                | 大1、中2、小3                | 6 |
| 28 | 国旗                | 大1、中1、小1                | 3 |
| 29 | 県旗                | 大1                      | 1 |
| 30 | J S B旗            |                         | 1 |
| 31 | 巻尺                | 100m×1、50m×1            | 2 |
| 32 | 残留塩素測定器           |                         | 1 |
| 33 | 空気入れ              |                         | 3 |
| 34 | フラッグポール           |                         | 2 |
| 35 | 笛                 |                         | 5 |
| 36 | 消火器               | 20型                     | 1 |
| 37 | 熱中症計              | タニタTC300                | 1 |
| 38 | シュレッダー            | MSR-17MCM               | 1 |
| 39 | デジタルカメラ           | ソニーDSC-WX350            | 1 |
| 40 | パンフレットスタンド        | DP-C208                 | 1 |
| 41 | テプラPRO            | SR530                   | 1 |
| 42 | スポットクーラー          | ISAC1201B               | 1 |
| 43 | インパクトドライバー        | MTD001DSX               | 1 |

|    |                |             |    |
|----|----------------|-------------|----|
| 44 | トイレ自動水栓        | TOTO TEL24型 | 14 |
| 45 | 業務用掃除機         | CV-G95K     | 1  |
| 46 | 足踏み式消毒液ポンプスタンド | Joyfactory  | 3  |

**備品等 総合社会体育館（機械室）備品**

|    |              |                           |    |
|----|--------------|---------------------------|----|
| 1  | コーナースタック     | サッカー用                     | 8  |
| 2  | コーナースタック足金物  | サッカー用                     | 9  |
| 3  | ゴール止め鉄筋棒     |                           | 12 |
| 4  | ハンマー         |                           | 1  |
| 5  | 巻尺           | 50m                       | 1  |
| 6  | カラーコーン（赤）    |                           | 29 |
| 7  | カラーコーン（青）    |                           | 8  |
| 8  | カラーコーン（黄）    |                           | 8  |
| 9  | カラーコーン（白）    |                           | 8  |
| 10 | ラインカー        |                           | 2  |
| 11 | ゴールネット（大）    |                           | 2  |
| 12 | ゴールネット（小）    |                           | 2  |
| 13 | バット          | ソフトボール用                   | 15 |
| 14 | グローブ         | ソフトボール用                   | 1  |
| 15 | ホームベース       |                           | 5  |
| 16 | ボール          | ソフトボール                    | 20 |
| 17 | ベース          | ソフトボール用                   | 7  |
| 18 | 肩掛式草刈機及びカルマー | ゼノアBCZ265W-DC カルマーASK-V23 | 1  |

**備品等 浅間山運動公園備品**

| 番号    | 品 名       | メーカー   | 品番等       | 数量 | 備 考 |
|-------|-----------|--------|-----------|----|-----|
| 管理事務所 |           |        |           |    |     |
| 1     | ガスコンロ     | パロマ    | PA25RB    | 1  |     |
| 2     | 事務机・椅子    | 一式     |           | 1  |     |
| 3     | テレビ       | パナソニック | TH-L19C3  | 1  |     |
| 4     | 防犯カメラ設備   |        |           | 1  |     |
| 5     | 防犯用DVDデッキ | ソニー    | ROR HX500 | 1  |     |
| 6     | エアコン      | ナショナル  | CSH253A   | 1  |     |
| 7     | 冷蔵庫       | ナショナル  | NRB8T3    | 1  |     |

|        |                   |                |            |    |      |
|--------|-------------------|----------------|------------|----|------|
| 8      | 電話機（子機付）          | パナソニック         | KXPK404-W1 | 1  |      |
| 9      | 黒板（予定表）           |                |            | 1  |      |
| 10     | 消火器               | 10型業務用FM3000NX |            | 1  |      |
| 11     | テニス用シングルボール       |                |            | 6  |      |
| 12     | 熱中症計              | タニタ            | TC300      | 1  |      |
| 事務所協倉庫 |                   |                |            |    |      |
| 13     | ローラー              | イセキ            | ks50型      | 1  |      |
| 14     | 脚立 大              |                | 200cm      | 1  |      |
| 15     | 脚立 小              |                | 90cm       | 1  |      |
| 16     | テニス得点版            |                |            | 4  |      |
| 17     | 一輪車               |                |            | 1  |      |
| 18     | リヤカー              |                |            | 1  |      |
| 19     | テニス用シングルボール       |                |            | 22 |      |
| 20     | 草刈り機(肩掛)          |                |            | 1  |      |
| 21     | 水中ポンプ             | 寺田             | SG-150C    | 1  |      |
| 22     | ホームローリー           | スイコー           | HLT-500    | 1  |      |
| 野球場    |                   |                |            |    |      |
| 23     | レーキ 鉄製            |                |            | 5  | 消耗備品 |
| 24     | トンボ 木製            |                |            | 7  | 消耗備品 |
| 25     | ブラシ               |                |            | 2  | 消耗備品 |
| 26     | ベース<br>固定式（3個1組）  |                |            | 1  | 消耗備品 |
| 27     | ベース<br>移動式（3個1組）  |                |            | 1  | 消耗備品 |
| 28     | ラインカー             |                |            | 2  | 消耗備品 |
| 29     | 得点板               |                |            | 1  |      |
| 30     | 一輪車               |                |            | 2  |      |
| 31     | 散水用ホース<br>20m×30m | 三光産業           | スーパーケミカル   | 2  |      |
| テニスコート |                   |                |            |    |      |
| 32     | 審判台 移動式           |                |            | 4  |      |
| 33     | ネット               |                |            | 4  | 消耗備品 |
| 34     | ポール               |                |            | 4  |      |
| 35     | 水切りブラシ            |                |            | 3  | 消耗備品 |

|       |         |  |  |   |      |
|-------|---------|--|--|---|------|
| 36    | 人工芝用ブラシ |  |  | 4 | 消耗備品 |
| 管理事務所 |         |  |  |   |      |
| 37    | パイプ椅子   |  |  | 3 |      |
| 38    | 長テーブル   |  |  | 1 |      |

**備品等**                      **浅間山運動公園備品（付帯設備）**

| 番号     | 品 名            | メーカー   | 品番等        | 数量  | 備 考         |
|--------|----------------|--------|------------|-----|-------------|
| 管理事務所  |                |        |            |     |             |
| 1      | 流し台            | ナショナル  |            | 1   |             |
| 2      | ナイター照明スイッチボックス |        |            | 1   |             |
| 3      | 放送設備           | パナソニック | WA-H60     | 1   |             |
| 4      | 遵守事項看板         |        |            | 1   |             |
| 5      | 入口公園看板         |        |            | 1   |             |
| 6      | 防犯灯            |        |            | 1   |             |
| 7      | 電気引き込みボックス     |        |            | 2   |             |
| シャワー設備 |                |        |            |     |             |
| 8      | シャワー用ボイラースイッチ  |        |            | 2   | ボイラー故障中     |
| 9      | シャワー室 男女       |        |            | 各 4 |             |
| 10     | ボイラー           |        | Parflex 30 | 2   | 故障中         |
| 給水設備   |                |        |            |     |             |
| 11     | ポンプ            | 自家水    | 一式         | 1   |             |
| 野球場    |                |        |            |     |             |
| 12     | バックスクリーン       |        |            | 1   |             |
| 13     | バックネット         |        |            | 1   |             |
| 14     | ファールポール        |        |            | 2   | 1・3 塁×各 1   |
| 15     | ダグアウト          |        |            | 2   | 1・3 塁×各 1   |
| 16     | 足洗い場           |        |            | 2   | 1・3 塁×各 1   |
| 17     | 投球練習場(ブルペン)    |        |            | 4   | 1・3 塁×各 2   |
| 18     | 長ベンチ           |        |            | 4   | 1・3 塁×各 2 列 |
| 19     | 案内板            |        |            | 1   |             |
| 20     | 公園名看板          |        |            | 1   |             |
| 21     | 観客席            |        |            | 1   |             |
| 22     | 立飲み水栓          |        |            | 1   |             |

|        |           |     |          |   |           |
|--------|-----------|-----|----------|---|-----------|
| 23     | 倉庫        | イナバ | FXN-81HD | 1 |           |
| 24     | 砂倉庫       |     |          | 1 |           |
| テニスコート |           |     |          |   |           |
| 25     | 休憩施設      |     |          | 2 |           |
| 26     | 背ありベンチ    |     |          | 4 |           |
| 27     | 背なしベンチ    |     |          | 4 |           |
| 28     | 待合ベンチ     |     |          | 2 | テニスコート入口前 |
| 29     | フットサルゴール  |     |          | 2 |           |
| 30     | ナイター照明柱   |     |          | 6 |           |
| 31     | 立飲み水栓     |     |          | 1 | テニスコート入口前 |
| 32     | ナイター照明分電盤 |     |          | 1 |           |

## 備品等 富津運動広場備品

|    | 備 品 名           | 数 量 | 備 考  | 保管場所 |
|----|-----------------|-----|------|------|
| 1  | 石灰入れバケツ (45ℓ)   | 1   |      |      |
| 2  | ラインカー           | 2   |      |      |
| 3  | 一輪車             | 2   |      |      |
| 4  | 得点板             | 1   |      |      |
| 5  | トンボ (大) 木製      | 3   | 消耗備品 |      |
| 6  | 〃 (小) 木製        | 6   | 消耗備品 |      |
| 7  | ブラシ             | 2   | 消耗備品 |      |
| 8  | ホームベース          | 1   | 消耗備品 |      |
| 9  | ピッチャープレート       | 1   | 消耗備品 |      |
| 10 | 塁ベース (固定型 3個1組) | 1   | 消耗備品 |      |
| 11 | 〃 (移動型 3個1組)    | 1   | 消耗備品 |      |
| 12 | 散水用ホース          | 1   |      |      |
| 13 | 日よけ付ベンチ         | 2   | 付帯設備 |      |
| 14 | バックネット          | 1   | 付帯設備 |      |
| 15 | トイレ (大)         | 1   | 付帯設備 |      |
| 16 | 〃 (小)           | 1   | 付帯設備 |      |
| 17 | 〃 (手洗い)         | 1   | 付帯設備 |      |



備品等                      新富運動広場備品

|   | 備      品      名              | 数   量 | 備      考 | 保管場所 |
|---|------------------------------|-------|----------|------|
| 1 | サッカーゴール（大）                   | 2     |          |      |
| 2 | 〃                      （中）   | 2     |          |      |
| 3 | トイレ（大）                       | 2     | 付帯設備     |      |
| 4 | 〃                      （小）   | 2     | 付帯設備     |      |
| 5 | 〃                      （手洗い） | 1     | 付帯設備     |      |